石垣市告示第327号

入　札　公　告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、同令第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月26日

石垣市長　中山　義隆

1　入札対象業務

(1)　業務名：旧ＧＩＧＡ端末等有償売却業務

(2)　売却物品

ア　Apple iPad

イ　Microsoft Surface Go2

ウ　その他付属品等

(3)　売却数量別途仕様書に定める数量とする。

(4)　物品の所在地　石垣市地内

2　入札に参加する者に必要な資格

(1)　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2)　税の滞納がない者であること。

(3)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続き開始の申立てが成されている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

(4)　石垣市から契約に係る入札参加停止等の措置を受けていないこと。

(5)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

(6)　業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織、人員、体制、賃金及び資金などの管理能力、技術能力を含む）を有していること。

(7)　古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定に基づく古物商の許可又は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第3項の規定に基づく再資源化事業計画の認定のいずれかを受けている者であること。

(8)　国(公社及び公団を含む)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間に3回以上締結した実績を有すること。

3　入札に参加するものに必要な書類

本業務の入札参加希望者は、石垣市のホームページから様式等をダウンロードし、次に従い一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を事業担当課に提出し、一般競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1)　一般競争入札参加資格確認申請書（様式第２号、様式第３号）
(2)　誓約書（別記様式第１号）
(3)　商業登記簿謄本
(4)　「入札に参加する者に必要な資格（７）」の認定状況を証明する書類
(5)　「入札に参加する者に必要な資格（８）」の実績を証明する書類

4　入札時に必要な提出書類

入札は令和８年 11 月下旬を予定し、参加資格確認結果をもって確定といたします。
参加資格確認結果後、対象者は期日までに入札の必要書類を受領してください。

(1)　参加資格確認結果通知書
(2)　入札書（様式第 54 号(その１)）
(3)　入札金額の内訳（様式第５号）
(4)　委任状（代表者以外が入札する場合に必要）

5　スケジュール

内容	
入札資料配布（HP 上に掲載）	令和８年 10 月 27 日(火)
質問締切	令和８年 11 月 11 日(水)
質問に対する回答日(HP 上に掲載)	令和８年 11 月 13 日(金)
資料提出締め切り	令和８年 11 月 18 日(水)
資格審査・結果通知	令和８年 11 月下旬
入札	令和８年 11 月下旬【予定】

6　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金　・・・　免除(石垣市財務規則第 93 条第１項第２号)

ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として見積金額の 100 分のを石垣市に納付しなければならない。

(2)　契約保証金　・・・　免除(石垣市財務規則第 114 条第２項第３号)

ただし、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって履行不能となった場合、損害賠償金として契約金額の 100 分の 10 を石垣市に納付しなければならない。

7　入札の無効

(1)　次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

ア　入札者が同一業務に対し、２通以上の入札をしたとき。

イ　入札に関し談合又はその他不正行為があったとき。

ウ　入札書に記名押印がないとき。

エ　入札書に誤字、脱字等で記載事項が確認できないとき。

オ　入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。

カ　入札書の表記金額を訂正した入札をしたとき。

キ　業務費内訳書の提出がない場合。

(2)　この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、資格確認申請書及び資格確認資料に虚偽の申請をした者の行った入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8　入札説明書および仕様書の交付

(1)　交付する期間　「５．スケジュール」のとおり

(2)　交付する方法　石垣市のホームページから入手すること

9　落札者の決定方法

(1)　有効な入札書を提出した者で、予定価格以上で最高価格の入札をした者を落札者とする

(2)　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち改札に立ち会わないものまたはくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

１０　その他

(1)　質疑応答について

入札に関する質問事項は質疑書（様式１）の提出（メール、電子データ可）をしてください。電話による質疑は受け付けません。

(2)　定めのない事項について

本入札について、仕様書などに定めの無い事項について別途協議、決定する。

(3)　最低制限価格　設定しない

１１　事業担当課

部署：石垣市教育部学校教育課

電話：0980-87-5078

メール：kyo-shido@city.ishigaki.okinawa.jp